

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市の中心市街地を南北に横断する遠賀川とそれに合流する彦山川、市の西側から遠賀川と合流する犬鳴川の周辺で広範囲にわたって 3m を超える浸水が予想されている。また、商業施設が集中する中心市街地の殆どが 5m を超える浸水が予想されている。

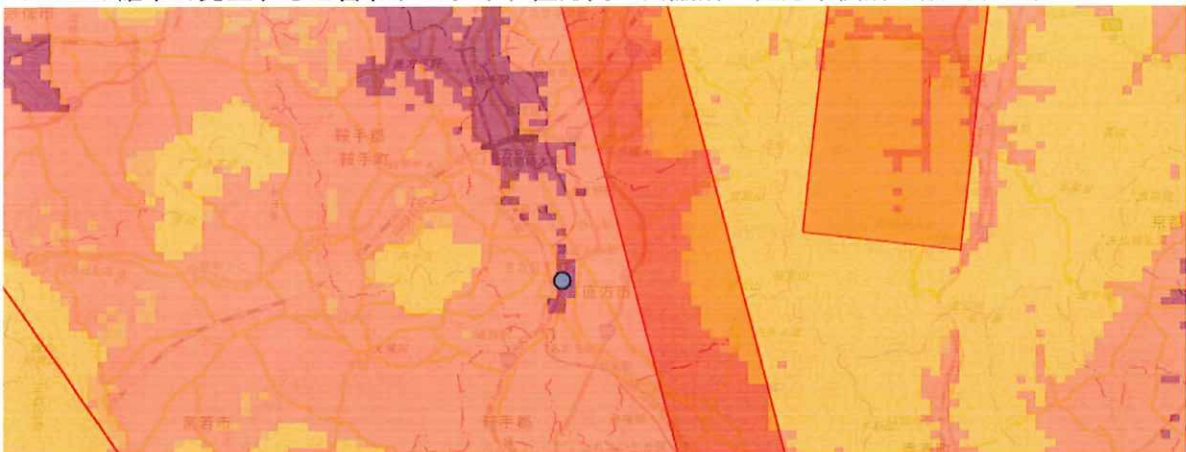
製造業の多くが立地する 6 つの工業団地等に浸水は予想されていないが、商業施設と工業施設が混在する新入地区の広域で 3m、一部では 5m を超える浸水被害が予想されている。遠賀川の堤防沿いに立地する直方商工会議所と直方市役所は 0.5m～3.0m 未満の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の感田・頓野・上頓野・中泉・山部地区に、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、そのうち頓野・上頓野・中泉には製造業が集積する工業団地がある。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、直方市には主要活断層帯（福智山断層帯）があり、震度 5 以上の地震が今後 30 年間で 6～26%、植木地区周辺や中心市街地の一部では 26～100%の確率で発生すると言われており、直方商工会議所と直方市役所も該当する。



(その他)

当市の遠賀川流域ではこれまでに数々の水害に見舞われてきた。

平成年代には大規模な出水が頻発しており、特に平成 13 年、15 年出水では、直方市街地において内水による甚大な浸水被害が発生した。その後も平成 21 年 22 年 24 年と出水が連続し、特に平成 30 年 7 月豪雨では梅雨前線の活発な活動により日の出橋では観測史上最高水位 8.63 m を観測、計画高水位を超過する状況で氾濫等による被害は発生しなかったものの各地で内水被害が発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない新しい感染症が発生し、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 2,795 企業
- ・ 小規模事業者数 2,554 企業

【内訳】 業種 商工業者数 小規模事業者数 備考（事業所の立地状況等）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農林漁業	16	15	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
建設業	563	559	市内に広く分散している
製造業	355	302	大規模は工業団地等に集中。中・小規模は市内に広く分散している。
電気・ガス・熱供給・水道業	11	9	
情報通信業	17	17	
運輸業、郵便業	42	30	
卸売・小売業	683	610	中心市街地、大規模商業施設及びその周辺に集中している
金融業、保険業	42	36	
不動産業、物品貸借業	106	103	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	92	88	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	265	258	中心市街地、大規模商業施設及びその周辺に集中している。
生活関連サービス業	266	261	中心市街地、大規模商業施設及びその周辺に集中
教育、学習支援業	51	50	
医療、福祉業	94	70	市内に広く分散している
複合サービス業	0	0	中心市街地、大規模商業施設及びその周辺に集中
サービス業（他に分類されないもの）	191	145	市内に広く分散している
合計数	2,795	2,554	

※ 商工業者数、小規模事業者数は当所独自調査。（令和7年1月1日現在）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災体制の整備（防災備品の備蓄等）
- ・ 災害時行動マニュアルの作成
- ・ 直方市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当所の取組

- ・ 事業者BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCPセミナーの開催
- ・ 東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として損害保険等の加入促進が急務であると考ええる。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生初期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設備、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和2年度に作成し、令和7年度に更新（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 商工会議所制度推進にかかる協力体制に関する覚書を結ぶ東京海上日動火災保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当会議所と当市との連絡を密にして状況確認や改善を行っていく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 当所と当市は、災害時の連絡・情報交換手段を事前に決め、平時から通信手段や連絡担当者の確認を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当所と当市で共有する。)

- ・ 国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には直方市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

(例 : 被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

報告日	定期報告
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する 12:00 15:00
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する 12:00
2 週間～3 週間	1 日に 1 回共有する 12:00
3 週間～4 週間	1 日に 1 回共有する 12:00

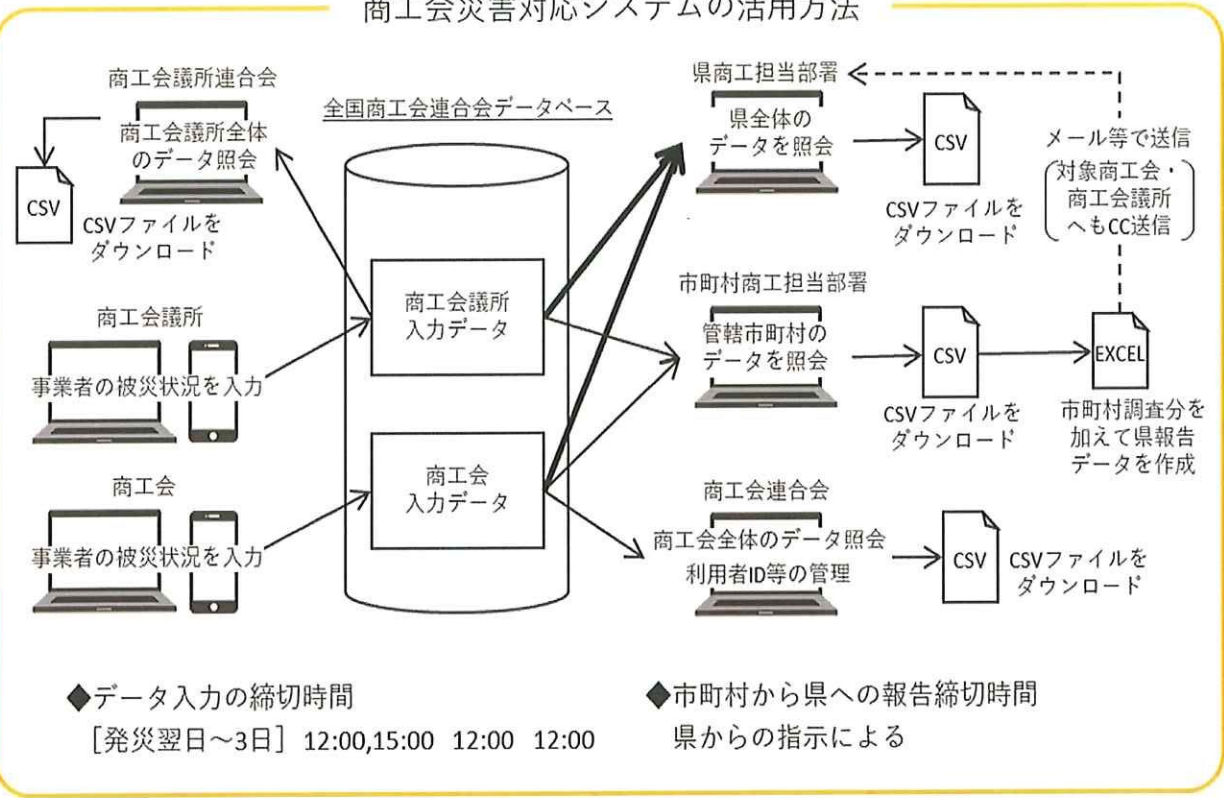
- ・ 当市で取りまとめた「直方市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > 下図は、連絡ルートの一例

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、福岡県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。
- ・ 当所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、直方市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 報告時間について、当所は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

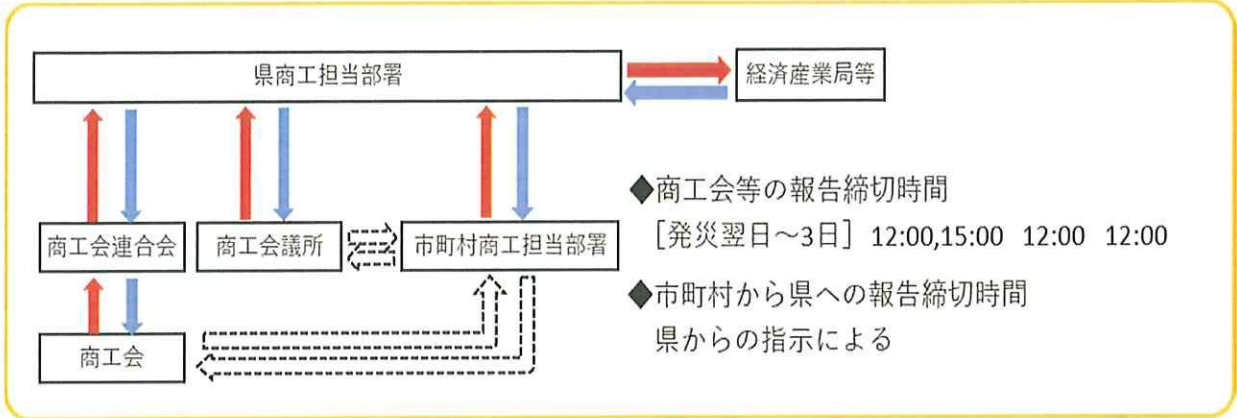
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・ また、当所は被害状況を9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：(メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日 団体名

記入担当者：

記入別	被害箇所				被害状況		区分 (新規・修正・修正)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください)	新規→前回の報告になかった情報 修正→前回の報告内容に 修正も加えも報告 変更→前回の報告内容から 変更がない場合
1	○○市○○町○○丁目○	—	株式会社○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	
2	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追加していただきます。※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、直方市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

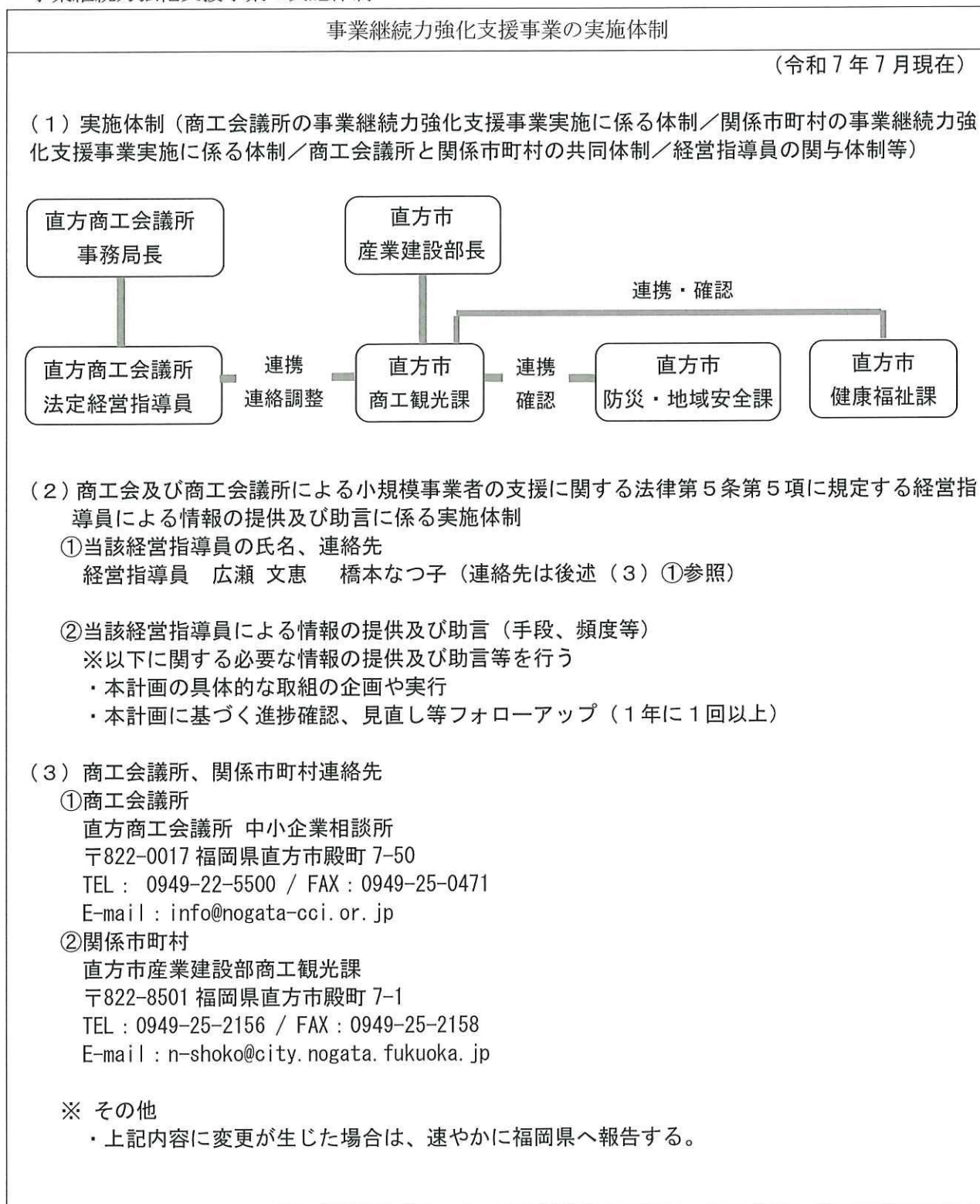
- ・ 福岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福岡県等に相談する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンプ、チラシ作成費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
・東京海上日動火災保険株式会社 北九州支店 〒802-8545 福岡県北九州市小倉北区米町 1-5-20 代表者役職：代表者名 支店長：宗次 勇介 TEL：093-521-3031
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・損害保険の提案 ②リスク情報の提供 ・事業所の状況を踏まえたリスク情報の提供 ③会議、セミナー等での説明 ・当所主催の会議、セミナー等でのリスク情報の提供や損害保険の説明
連携して事業を実施する者の役割
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・事業者の状況に合わせた損害保険を提案し、リスク軽減に繋げる。 ②リスク情報の提供 ・事業所の状況を踏まえたリスク情報、被害事例の提供を行うことで気づきを与える。 ③会議、セミナー等での説明 ・当所主催の会議、セミナー等においてリスク情報、被害事例の提供や損害保険の説明をすることで損害保険の加入促進並びに被害の軽減を図る。
連携体制図等
<pre> graph TD A[直方商工会議所] -- "災害リスクの周知 セミナー開催 BCP 策定支援" --> B[小規模事業者] C[東京海上日動火災 保険(株)] -- "災害リスク情報の提供 損害保険の提案" --> B A <--> "情報提供等" C C <--> "情報提供・セミナー講師派遣等" A </pre>